

○財務省告示第三百三十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年八月九日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年九月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第一百 七回、第一百十八回、第一百十九回、 第二百二十回、第二百二十一回及び 第二百二十三回）及び利付国庫債 券（三十年）（第二回、第七回、 第八回、第十二回、第十三回、 第十五回、第十七回、第十八回、 第十九回、第二十一回、第二十 三回、第二十五回、第二十七回、 第三十回、第三十一回及び第三 十三回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち		

方法

六 発行額

七 払込金額

八 最低額面金額

九 振替単位の

十

十一 発行価格日

さいものからその応募額を順次  
 割り当てる。その応募額を順次  
 額面金額で二千九百九十四億  
 三千万五千五百二十億  
 五万五千二百六十八万五千  
 振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金額と  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。平成十三年八月九日  
 平成二十三年八月九日  
 発行対象国債ごと、金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二 利率  
 十三 経過払い込み

(別表のとおり)  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額の加え、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号の規定する期日に払い込  
 むものとす。

の率前十発行、  
 額金の償還がに  
 の債の償らでが  
 面債国から日合  
 の象国象日期場  
 の象対翌行払  
 債対行の発行支  
 国行各期す利子  
 象行各期す利子  
 対各期す利子  
 行各期す利子  
 総額100×支規数同／365  
 各総額100×支規数同／365

十  
四

利  
子

十  
七  
六  
五

各準入償償  
発と札還還  
行すの金期  
対る基額限

頭証平額（別表のとおり）  
売券成二金額の  
買業協十百円  
参考会三円  
統が年八  
計発八  
値表月四  
表し四  
にた日百  
掲公付円  
載社で  
さ債日  
れ店本

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率÷100×1  
／<sup>2</sup>

す日日到算と発第  
るににに。式し行十控得は出に住時額金にの口のるに  
期支当たに、対号除税外しは者に（額よに座も係発  
日払ただよ各象にすの国た、又おたにりつにのる行  
にうると、算払債の定こ率人額記外てし分出しは又て税  
つ（と、支出期のおかで乗適当の法得当該十金を前記替源  
い次きは、期たにおかで乗適当の法得当該十金を前記替源  
て号は、期たにおかで乗適当の法得当該十金を前記替源  
同に、期たにおかで乗適当の法得当該十金を前記替源  
じおそが銀額を、支後。額）を所又算合居行金該式も  
の規業業支の期各

（二）  
発行時  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
利  
子

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第三十回） （二十年） （国庫債券）	二・三%	平成五年四月二十四日	四十億円
（利付） （第三十回） （二十年） （国庫債券）	二・四%	平成二年四月二十二日	三十一億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	二・一%	平成十年四月二十二日	四百四十一億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	一・九%	平成九年四月二十二日	十三億円
（利付） （第二十回） （二十年） （国庫債券）	一・六%	平成六年四月二十二日	五百三億円
（利付） （第十九回） （二十年） （国庫債券）	一・八%	平成六年四月二十二日	八億円
（利付） （第十八回） （二十年） （国庫債券）	二・〇%	平成六年四月二十二日	二百四十七億円
（利付） （第十七回） （二十年） （国庫債券）	二・一%	平成三年四月二十二日	百十七億円

（別表）

十八 象 国債の  
利回り  
元金支  
払場所  
十九 入札参加  
者  
二十 払込期日  
平成二十三年八月九日  
財務大臣から通知を受けた者  
た各発行対象国債の平均値の単  
利回りとする。  
日本銀行

（（利 第三付 三十年 一）回 券）	（（利 第三付 三十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 七）回 券）	（（利 第三付 二十年 五）回 券）	（（利 第三付 二十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 九）回 券）	（（利 第三付 二十年 八）回 券）	（（利 第三付 二十年 七）回 券）	（（利 第三付 二十年 五）回 券）	（（利 第三付 二十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 二）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 八 %
日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	日年平 九成 月四 二十 十九	十年平 日十 成二 四月 十八	日年平 六成 月四 二十 十八	十年平 日十 成二 四月 十七	日年平 六成 月四 二十 十七	日年平 三成 月四 二十 十七	十年平 日十 成二 四月 十六	日年平 六成 月四 二十 十六	十年平 日十 成二 四月 十五	日年平 九成 月四 二十 十五	十年平 日十 成二 四月 十四
八 億 円	百 六 億 円	十 二 億 円	三 十 七 億 円	四 十 億 円	三 十 五 億 円	百 五 十 億 円	円三 百 五 十 億	円二 百 二 十 億	円百 七 十 七 億	円百 七 十 五 億	四 億 円	億二 百 五 十 五

（利付  
第三十  
三年庫  
三）債  
回券  
）

二  
・  
〇  
%

日年平  
九成  
月五  
二十  
十二

二  
十  
五  
億  
円